



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*40 和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則 (医務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第40号

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

目次中「第79条」を「第79条・第79条の2」に改める。

第28条中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改める。

第68条第1号中「車両運搬具」の次に「、リース資産」を加え、同条第2号中「施設利用権」の次に「、リース資産」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 投資その他の資産 投資有価証券、出資金、長期貸付金、基金及びその他投資

第79条の次に次の1条を加える。

(減価償却の特例)

第79条の2 企業出納員は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。）第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について知事の承認を受けなければならない。

第81条第2項中「資金計画」を「予定キャッシュ・フロー計算書」に改め、「ならない」の次に「。この場合において、予定キャッシュ・フロー計算書の作成は間接法による」を加える。

第90条第3号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 資産の評価

(5) 引当金の計上

第92条中「ならない」の次に「。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする」を加え、同条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 貸借対照表

第92条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

別表勘定科目表収益の部中「受取利息配当」を「受取利息配当金」に、

「 | 患者外給食収 | 職員、付添人等の給食に |

| | | | | | |
|---------|--|----------------------------|--|--|------|
| | | 益 | | 係る収入 | を |
| | | 患者外給食収 益 長期前受金戻 入 | | 職員、付添人等の給食に 係る収入 府令第21条第2項又は第3 項の規定により償却した 長期前受金の額のうち、 営業外収益として整理す るもの | に改め、 |
| 同表費用の部中 | | | | | |
| | | | | 法定福利費 | を |
| | | | | 職員共済組合、労災保険 料、社会保険料、災害補 償基金等 | |
| | | | | 法定福利費 | |
| | | | | 職員共済組合、労災保険 料、社会保険料、災害補 償基金等 | |
| | | | | 退職給付金 賞与引当金繰入 額 その他引当金繰 入額 | に、 |
| | | | | 賞与引当金として計上す るための繰入額 府令第22条の規定により 引き当てるその他引当金 として計上するための繰 入額 | |
| | | | | 修繕費 | を |
| | | | | 固定資産等の維持修繕に 要する費用 | |
| | | | | 修繕費 | |
| | | | | 固定資産等の維持修繕に 要する費用 | |
| | | | | 修繕引当金繰入 額 特別修繕引当金 繰入額 | に、 |
| | | | | 修繕引当金として計上す るための繰入額 特別修繕引当金として計 上するための繰入額 | |
| | | | | 諸会費 | を |
| | | | | 各種団体等に対する会費 | |
| | | | | 諸会費 貸倒引当金繰入 額 | に改め、 |
| | | | | 各種団体等に対する会費 貸倒引当金として計上す るための繰入額 | |
| | | 繰延勘定償却 | | 企業債発行差金 償却 退職給与金償却 試験研究費償却 | を削り、 |

| | | | | | |
|---------------|--|------------------------|--|--|------|
| | | 臨時損失 | | 天災、その他特別な理由 による巨額の臨時損失 | を |
| | | 減損損失 | | 事業年度の末日において 予測することができない 減損が生じたもの又は減 損損失を認識すべきもの の当該生じた減損による 損失又は認識すべき減損 損失の額 | に改め、 |
| | | 災害による損 失 | | 災害による巨額の臨時損 失 | |
| 同表資産の部固定資産の項中 | | | | | |
| | | 車両減価償却 累計額 | | | を |
| | | 車両減価償却 累計額 リース資産 | | 有形固定資産（建設仮勘 定を除く。）に係るファイ ナンス・リース取引に おけるリース資産 | に、 |
| | | リース資産減 価償却累計額 | | | |
| | | 電話加入権 | | 電話設備負担金、加入料 及び装置料 | を |
| | | 電話加入権 リース資産 | | 電話設備負担金、加入料 及び装置料 無形固定資産（営業権を 除く。）に係るファイナ ンス・リース取引におけ るリース資産 | に、 |
| 投資 | | | | | を |
| 投資その他の 資産 | | | | | に、 |
| | | 長期貸付金 | | 契約期間1箇年以上の貸 付金をいう | を |
| | | 長期貸付金 貸倒引当金 | | 契約期間1か年以上の貸 付金をいう 投資その他の資産の回収 不能による損失に備える ために引き当てるもの | に、 |

| | | | |
|---|----------------------|---|------------------------|
| 「 | その他投資 | 」 | を |
| 「 | その他投資 減価償却累計 額 | 」 | 投資その他の資産に係る 減価償却累計額 |

同部流動資産の項中「1箇年」を「1か年」に、

| | | | | |
|---|--------|--------|---|------|
| 「 | その他未収金 | 」 | 上記以外の未収額 | を |
| 「 | 貸倒引当金 | その他未収金 | 上記以外の未収額 未収金の回収不能による 損失に備えるために引き 当てるもの | に、 |
| 「 | 有価証券 | 」 | 随時現金化される有価証 券で、一時所有の目的で 保有されるものをいう | を |
| 「 | 有価証券 | 」 | 随時現金化される有価証 券で、一時所有の目的で 保有されるものをいう | に改め、 |
| 「 | 受取手形 | 」 | 通常の業務活動において 発生した手形債権 | |

「職員貸付金」を削り、同部繰延勘定の項を削り、同表資本の部資本金の項中「自己資本金」を「資本金」に、「地方公営企業法施行令第25条等による組入額」を「剰余金から資本金に組み入れた額」に改め、「借入資本金」、「企業債」及び「他会計借入金」を削り、同部剰余金の項中「贈与」を「償却資産以外の固定資産の贈与」に、「建設又は改良に要する資金に充てるための」を「償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた」に、

| | | | | |
|---|---|--|-----------------------------------|----|
| 「 | 補助金 | 」 | を | |
| 「 | 補助金 | 」 | 償却資産以外の固定資産 の取得又は改良に充てた 補助金 | に、 |
| 「 | 当年度未処分 利益剰余金 (又は当該年 度未処理欠損 金) | 繰越利益剰余 金年度末残高 (又は繰越欠 損金年度末残 高) | 当年度純利益 (当年度純損 失) | を |

| | | | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|--|-------------|
| | <p>当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)</p> | <p>繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)</p> | <p>当年度純利益 (当年度純損失)</p> | <p>当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の額を加減した額 前年度未処分利益剰余金(前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分期額(前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金の額 当年度の損益取引の結果発生した純利益(純損失)</p> | <p>に改め、</p> |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|--|-------------|

同表負債の部固定資産の項中

| | | | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|--|--|----------|
| <p>企業債 他会計借入金 引当金</p> | <p>退職給与引当金 修繕準備引当金 (何)引当金</p> | | | <p>を</p> |
|-------------------------------|---------------------------------------|--|--|----------|

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|-------------|
| <p>企業債 他会計借入金 リース債務</p> | <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金</p> | | | <p>建設改良費等(建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。)の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。) 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。) 建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。) 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。) ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年内に支払期限の到</p> | <p>に改め、</p> |
|--|---|--|--|---|-------------|

| | | | | |
|----------------|---------------------------------------|--|--|------|
| 引当金 | 退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金 | | 来するものを除く。) 将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払いに充てるための引当額 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の修繕に備えて計上する引当金 | |
| 同部流動負債の項中 | | | | |
| 一時借入金 | | | | を |
| 企業債 | 建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債 | | 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債 | に、 |
| 他会計借入金 | 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金 | | 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金 | |
| 一時借入金 リース債務 | | | 1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務 | |
| | その他前受金 | | | を |
| 前受収益 | その他前受金 | | 前受利息、前受賃貸料等の一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額 | に改め、 |
| 引当金 | 賞与引当金 その他引当金 | | 翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金 | |

同項の次に次の1項を加える。

繰延収益

| 款 | 項 | 目 | 節 | 備考 |
|------|-------------|---|---|--|
| 繰延収益 | 長期前受金 | | | 償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額 |
| | 長期前受金収益化累計額 | | | |

別表予算科目表収益的収入の項中

| | | | | |
|---|--|-----------------------|--|-------|
| 「 | | 交付金 | | 」を |
| 「 | | 交付金 企業債 長期前受金戻入 | | 」に改め、 |

同表収益的支出の項中

| | | | | | |
|---|--|--|----------------|-------------------------------------|-----|
| 「 | | | 手当 | 医師手当、看護師手当、医療技術員手当、事務員手当、労務員手当に区分する | 」を |
| 「 | | | 手当 賞与引当金繰入額 | 医師手当、看護師手当、医療技術員手当、事務員手当、労務員手当に区分する | 」に、 |
| 「 | | | 退職給与金 | 職員に対して支払う退職手当、退職年金及び退職一時金 | 」を |
| 「 | | | 退職給付金 | 職員に対して支払う退職手当、退職年金及び退職一時金 | 」に、 |

| | | | | | |
|---|--|--------|-------------------------------------|---|------|
| 「 | | | 車両 ” | 」 | を |
| 「 | | | 車両 ” リース資産 ” | 」 | に、 |
| 「 | | | 棚卸資産減耗費 | 」 | を |
| 「 | | | 棚卸資産減耗費 除却工事費 | 」 | に、 |
| 「 | | | 一時借入金利息 | 」 | を |
| 「 | | | 一時借入金利息 リース債務利息 | 」 | に、 |
| 「 | | 繰延勘定償却 | 企業債発行差金 償却 退職給与金償却 試験研究費償却 | 」 | を |
| 「 | | 貸付金 | | 」 | に改め、 |

同表資本的収入の項中

| | | | | |
|---|--------|--------|---|-------|
| 「 | 他会計補助金 | 他会計負担金 | 」 | を |
| 「 | 他会計補助金 | 他会計負担金 | 」 | に改める。 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度以前の事業年度に係る会計その他の財務の処理については、なお従前の例による。